

# 社会福祉法人ファミリー 昭島市北部地域包括支援センターハピネス昭和の森 運営規程

## (事業の目的)

第1条 昭島市が設置し、社会福祉法人ファミリーが受託運営する昭島市北部地域包括支援センターハピネス昭和の森（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な地域包括ケア（指定介護予防支援）を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者が若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、市、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

## (センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 昭島市北部地域包括支援センターハピネス昭和の森

所在地 東京都昭島市代官山一丁目2番1号

## (職員の職種、員数)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 管理責任者             | 1名   |
| 保健師又は経験ある看護師          | 1名以上 |
| 主任介護支援専門員             | 1名以上 |
| 社会福祉士                 | 1名以上 |
| その他必要とされる職員を若干名配置できる。 |      |

2 センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めるものとする。

- 3 センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(管理責任者の職務)

第5条 前条に規定する管理責任者（以下「センター長」という。）は、次に掲げる内容に基づいて事業の運営にあたるものとする。

【相談の対応】

- ア 利用者に対しては、個別に差異等が生じないように公平・公正な対応を行う。
- イ 各種の相談に対し、事後の処理に関して混乱が生じないように関係機関と調整のうえ、適切な対応をするものとする。

【申請手続の取り次ぎ等】

- ア 公的保健福祉サービスの利用申請手続の一部取り次ぎ。

【介護機器の展示及び住宅改造相談】

- ア 介護機器の展示及び紹介は、展示品のパンフレット等を常備するとともに展示する。
- イ 介護機器の選定及び受託改造の相談については、指導・助言にとどめ、業者のあっせん等については行わない。

【公的保健福祉サービスの広報及び啓発】

- ア センターの事業内容の紹介等に関するパンフレットを作成し常備する。
- イ 介護機器の紹介に関するパンフレット及び業者一覧表を作成し常備する。
- ウ その他、公的保健福祉サービスの広報及び啓発に必要な活動を行う。

【諸資料の作成】

- ア 各種相談に応じた個別の内容については、利用者基本情報等の基本台帳を作成し、整備する。

【介護の指導・助言】

- ア 介護についての相談を受けた場合は、窓口及び訪問等により適切な指導・助言を行うものとする。
- イ 家族介護者教室を実施し、在宅介護の方法・情報・知識の普及・啓発に努める。

【専門相談協力員等への研修会等】

- ア 専門相談協力員等に対し、研修会を実施するとともに、専門相談協力員等談話会を随時開催するものとする。
- イ その他、専門相談協力員等との日常的な連絡調整を行うものとする。

【緊急保護】

- ア 要援護高齢者等の家族等が事故又は急病により介護できなくなった場合、必要に応じて併設施設等関係機関と調整し、当該高齢者を緊急保護するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日

※ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業内容)

第7条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護予防事業及び新予防給付（介護保険業務）に関する介護予防ケアマネジメント事務
- (2) あきしま地域福祉ネットワーク等を活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援及び権利擁護事務
- (3) 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (5) 在宅介護および施設入所等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により、総合的に応じること。
- (6) 要介護高齢者等の家族等からの相談や専門相談協力員等からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。
- (7) 地域の要介護高齢者等及びその家族等の公的保健福祉サービスの利用申請手続きの取り次ぎ等、公的保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。
- (8) あきしま地域福祉ネットワーク連絡会を定期的を開催すること。
- (9) 福祉事務所、権利擁護センターからの指示により、または民生委員、近隣住民等からの通報により、虐待等が発見された場合は適切に対応すること。
- (10) 要介護高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした家族介護教室を開催すること。また、介護予防に関する知識の普及・啓発のための教室（出前講座含む）を開催すること。
- (11) 介護機器の展示、利用対象者の身体状況を踏まえた介護機器の紹介、選定及び具体的な使用方法についての相談、助言、並びに、高齢者向け住宅への増改築に関する相談、助言を行うこと。
- (12) 認知症高齢者を介護する家族への支援の充実を図るために、やすらぎ支援員を派遣し、対象者の居宅訪問による見守りや話相手などをする事業の調整を行うこと。また、対象者とやすらぎ支援員との関係づくりを支援する観点から、認知症高齢者の特性に関する見識を深めるとともに、対象者の状況把握に努めること。
- (13) 介護サービス事業者等に包括的・継続的ケアマネジメントの実現のため、多職種協働・地域の関係機関との連携を目的として、ケアマネージャー等を対象とした研修、交流会、事例検討会などを実施すること。

(指定介護予防支援の提供方法、利用料その他の費用の額等)

第8条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
  - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
  - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等
  - 1) 提供開始月
  - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - 3) サービスの評価期間が終了する月
  - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
  - 5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(事業の委託)

- 第9条 センターは、介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。
- 2) センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(利用契約)

第10条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約を締結しなければならない。

(実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、別紙「昭島市地域包括支援センター地区割り」のとおりとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(事故発生時の対応)

第13条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第15条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から実施する。

2024年3月31日一部変更。

2024年4月 1日一部変更。

2024年8月 1日一部変更。